

盛岡広域振興局長告示第3号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

令和4年1月14日

盛岡広域振興局長 高橋 達也

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0372201145	合同会社N・Kラボ	訪問介護事業所 あんど けあ	紫波郡矢巾町又兵エ新田第 3地割200番地14	令和4年1月1日